平成２５年（フ）第２９２６号
大阪市住吉区長居東３丁目14番22―511号
債務者　岡本　俊道
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０２２号
大阪府寝屋川市寿町24番18号
債務者　松本　眞悟
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１３４号
大阪府摂津市東別府２丁目23番11号
債務者　福山　健二
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１６８号
大阪市浪速区恵美須東１丁目13番15号　ウエムラグリーンハイム202号
債務者　山田　豊彦
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１６９号
大阪府寝屋川市池田旭町７番８―204号
債務者　上原かほる
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１７３号
大阪府高槻市柳川町１丁目２番10号
債務者　岡﨑　美香
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１７５号
大阪市住之江区南港中４丁目２番12―801号
債務者　堀米美代子
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１８２号
大阪市東成区深江南２丁目４番４号
債務者　光倉善弘こと　金　　善弘
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１９２号
大阪市鶴見区緑２丁目１番12号、前住所大阪市城東区今福西２丁目13番16―803号
債務者　長谷川　慶
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２７７号
大阪府池田市五月丘２丁目３番14―714号
債務者　山下　　恵
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２７８号
大阪府池田市五月丘２丁目３番14―714号
債務者　山下　和子
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２８９号
大阪府枚方市東山１丁目２番地の１
債務者　矢吹　勝征
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７１号
山口県防府市大字伊佐江366番地の３
債務者　三戸　佳子
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７９号
山口県防府市大字大崎416番地　ボムール大崎108号
債務者　高橋　靖彦
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１１０号
北海道帯広市西11条南４丁目１番地９　センチュリー11・１Ａ
債務者　高橋　幸人
1　決定年月日時　平成25年７月18日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第１０９９号
横浜市港南区下永谷３丁目25番５号　中永谷ハイツⅢ201号室
債務者　徳　　由美
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５２５号
東京都調布市国領町８丁目２番地９ライフタウン国領１―715
債務者　氏家　次雄
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部